

# 福岡県公報

令和 4 年 3 月 25 日  
第 285 号

## 目 次

### 告 示 (第261号 - 第271号)

○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表	(水産振興課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○指定納付受託者の指定	(税務課)	5
<b>公 告</b>		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	5
○土地改良区連合の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○意見募集の結果の公示	(廃棄物対策課)	6
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	7
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9

### 教育委員会

○福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	9
○福岡県指定無形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	9
○福岡県指定有形民俗文化財の追加指定	(教育庁文化財保護課)	9
○福岡県指定史跡名勝天然記念物の一部指定解除	(教育庁文化財保護課)	10

### 人事委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県人事委員会の所管する行政手続等	(人事委員会事務局給与公平課)	10
-----------------------------------	-----------------	----

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	10
○特例施設占有者の氏名等の変更	(警察本部総務部会計課)	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活保安課)	13
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本部生活保安課)	13
○福岡県城南警察署の所在地及び開庁日の公示	(警察本部警務課)	13

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨	(環境保全課)	14
---	---------	----

## 告 示

### 福岡県告示第261号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称  
筑後川水系山ノ井川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和4年3月25日
- 廃川敷地等の位置  
久留米市城島町城島字町屋敷253番2地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地  
97.11㎡

#### 福岡県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
み居85	ケアプランサービス 恩愛	みやま市山川町河原 内510番地	R4・2・1	居支・予支援

#### 福岡県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京支46	苅田町地域包括支援 センターおばせ	京都郡苅田町大字新 津1588	京都郡苅田町大字尾 倉3843-7	R4・2・1
京介訪5	つくし訪問看護ステ ーション	京都郡苅田町大字尾 倉3843-7	京都郡苅田町大字新 津1597番地	R4・2・1
柳居54	ろろんヘルパース テーション	柳川市大和町徳益 486-3	三潞郡大木町大字大 藪538-1 大藪住 宅2号	R4・1・1
八女支28	ケアプランRON	柳川市大和町徳益 486-3	三潞郡大木町大字大 藪538-1 大藪住 宅2号	R4・1・1
北筑後居 3	グット・リンク朝倉	朝倉郡筑前町栗田 1352-5	朝倉市堤1052	R4・2・1

#### 福岡県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
み介24	安武医院	みやま市高田町今福185	R4・1・31

大野介歯26	くは歯科クリニック	大野城市平野台一丁目17番8号	R 3 ・ 12 ・ 31
--------	-----------	-----------------	---------------

### 福岡県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
那珂	県 道	山 原 口 田 線	前	筑紫野市大字山口855番1先から筑紫野市大字山口790番1先まで	7.4 ～ 14.5	142.0	うち県道基山停車場平等寺筑紫野線重用延長142.0メートル
			後	筑紫野市大字山口855番1先から筑紫野市大字山口790番1先まで	7.4 ～ 16.0	142.0	うち県道基山停車場平等寺筑紫野線重用延長142.0メートル

### 福岡県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 保安林の所在場所

豊前市大字川内1320の1、1660

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

糟屋郡久山町大字久原字花木原111の51（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第268号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能性	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ （小型魚）	20.2 t	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理区分	20.2 t
くろまぐろ （大型魚）	4.9 t	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理区分	4.9 t

#### 福岡県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年7月福岡県告示第619号小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 施行者の名称

小郡市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道

#### 3 事業施行期間

昭和60年8月8日から令和8年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

平成26年7月福岡県告示第619号の事業地に次の区域を加える。

小郡市 津古字大林、字高田、字西宮原、字小森の各一部

三沢字原前、字古賀、字六善寺、字鷹添、字前沢、字小鷹添、字坪内の

各一部、大保字井出川の一部、干潟字立石、字猿山、字下井牟田、字上井牟田、字前長田、字下鶴、字松ヶ本、字東畑、字佐ノ古、字佐ノ古前の各一部、吹上字赤土、字南立石、字向野、字北立石、字西佐ノ古、字南佐ノ古、字東佐ノ古、字佐ノ古浦、字東浦、字南浦山、字村圀、字大畝町、字横枕、字三十六、字山開、字浦山、字北畑の各一部、上岩田字出口、字杉山の各一部

山隈字一理間、字西島崎、字村圀、字向浦、字東山、字柳、字弥八郎の各一部、井上字東道南、字東道北、字奥野、字南乳母塚、字往還東、字赤上山、字木の間、字石の下、字村圀、字木の下、字西薬師堂、字南薬師堂、字北薬師堂、字西山の後、字東山の後、字西道北、字尾辺田、字南内原、字北内原、字三角、字道園の各一部、二森字中牟田、字亀甲、字北田、字道添、字西宮原、字迎田の各一部、平方の一部、光行の一部八坂の一部、上西鱒坂の一部、下西鱒坂の一部

#### (2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年4月福岡県告示第443号筑後中央広域都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 施行者の名称

広川町

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業広川公共下水道

#### 3 事業施行期間

平成11年5月12日から令和8年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 取用の部分

令和 3 年 4 月福岡県告示第443号の事業地に次の区域を加える。

広川町 大字新代字西ノ谷、字馬頭の各字の一部

大字久泉字上外原、字上牟田、字鳥越、字北中野、字一本松、字野内、  
字反所、字谷ノ上の各字の一部

大字一條字上野口、字上南原ノ一の各字の一部

大字広川字下川原、字北琵琶、字野畑、字平野、字南琵琶、字平野前、  
字田代、字星ノ塚、字天津池、字下萩田、字下長坪、字池尻、字松尾、  
字今堂、字西大野、字東大野の各字の一部

## (2) 使用の部分

なし

## 福岡県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

## (1) 名称

株式会社 F F G カード

## (2) 事務所の所在地

福岡市西区姪浜駅南一丁目 7 番 1 号

## 2 指定した日

令和 4 年 3 月 15 日

## 3 対象となる歳入

自動車税種別割

公 告

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和 4 年 2 月 24 日福岡市告示第29号）

## 公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（雷山用水地区）	令和 3 年 3 月 24 日
農業用排水施設整備事業（袋野地区）	令和 2 年 6 月 5 日

## 公告

筑後川下流土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
古賀 平	久留米市三瀧町草場165番地 4
今村 勝	久留米市城島町檜津1439番地 8

## 2 就任理事

氏名	住所
室岡 豊	久留米市三潁町田川2067番地3
下坂 利通	久留米市城島町六原町341番地2

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、令和3年3月2日から同年4月2日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和4年3月25日に公布しました。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部廃棄物対策課施設第二係

電話：092-643-3364

メールアドレス：haiki@pref.fukuoka.lg.jp

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 組合の名称

粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町酒殿三丁目4番7号

## 3 設立認可の年月日

平成30年3月29日

## 4 解散認可の年月日

令和4年3月11日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年3月11日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 JAふくおか嘉穂 複合型ファーマーズマーケット

(2) 所在地 飯塚市鶴三緒1101番外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
福岡嘉穂農業協同組合	代表理事組合長 大塚 和徳	飯塚市小正319番地1

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
福岡嘉穂農業協同組合	代表理事組合長 大塚 和徳	飯塚市小正319番地1
未定	未定	未定

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和 4 年 11 月 12 日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,688平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
店舗建物南側	347
合計	347

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
駐車場北西側	70
駐車場北東側	45
物販棟①南側	30
合計	145

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
ファーマーズマーケット棟北側	866
物販棟①東側	504
物販棟④北側	67
物販棟⑤北側	66
物販棟⑥北側	107
物販棟⑧北側	88
合計	1,698

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
ファーマーズマーケット棟北西側	9.16
物販棟⑤北側	20.87
合計	30.03

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
福岡嘉穂農業協同組合	午前 9 時 00 分	午後 6 時 30 分
未定	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	国道 201 号線沿い施設敷地中央部、市道沿い施設敷地中央部

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
NO.1 荷さばき施設	午前 5 時 00 分～午後 8 時 00 分
NO.2 荷さばき施設	午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分
NO.3 荷さばき施設	午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分
NO.4 荷さばき施設	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
NO.5 荷さばき施設	午前 8 時 00 分～午後 8 時 00 分
NO.6 荷さばき施設	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分

## 公告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長

から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県全域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県全域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（県営ため池等整備事業（一般）由地区における基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
田川市位登（由地区）	令和4年1月26日から 令和4年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
県道小竹颯田線 鞍手郡小竹町大字御徳	令和4年3月9日から 令和4年6月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区地内	令和 4 年 3 月 1 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区地内	令和 4 年 3 月 1 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市内	令和 4 年 2 月 28 日

**教育委員会****福岡県教育委員会告示第5号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県教育委員会

## 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
皆見大塚古墳出土品	409点	福岡県（九州歴史資料館保管）	福岡市博多区東公園7番7号
京ヶ辻遺跡出土品 附 居屋敷窯跡出土品 8点	33点	福岡県（九州歴史資料館保管）	福岡市博多区東公園7番7号

**福岡県教育委員会告示第6号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第23条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる無形文化財を福岡県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定により、同表の右欄に掲げる者を当該無形文化財の保持者として認定する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県教育委員会

## 工芸技術の部

左欄	右欄		
名称	氏名	生年月日	住所
筑前琵琶制作	ドリアーノ スリス	1947年7月10日	福岡市中央区大宮二丁目5-29
人形制作	中村 信喬	昭和32年1月28日	福岡市中央区桜坂一丁目10-46

**福岡県教育委員会告示第7号**

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定により、次

の表の左欄に掲げる福岡県指定有形民俗文化財に、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、同表右欄のとおりとする。

令和 4 年 3 月 25 日

#### 福岡県教育委員会

左欄			中欄	右欄		
名称	関係告示	員数	員数	名称	員数	所有者
芦屋役者関係資料	平成20年福岡県教育委員会告示第4号	23点	14点	芦屋役者関係資料	37点	芦屋町 (芦屋町歴史民俗資料館保管)

#### 福岡県教育委員会告示第8号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第38条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定天然記念物から、同表中欄に掲げる文化財を一部解除し、員数を同表右欄のとおりとする。

令和 4 年 3 月 25 日

#### 福岡県教育委員会

天然記念物の部

左欄			中欄	右欄
名称	関係告示	員数	員数	員数
高倉の楠	昭和29年福岡県教育委員会告示第15号	5本	1本	4本

### 人事委員会

#### 福岡県人事委員会告示第5号

福岡県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第6号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等のうち、電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付与の手続に関する規則（平成23年福岡県人事委員会規則第9号）	第5条第3項	令和4年5月1日	退職手当等の全部又は一部不支給処分者に対する意見陳述の機会付与に関する代理人資格証明書の提出
福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付与の手続に関する規則（平成23年福岡県人事委員会規則第9号）	第5条第4項	令和4年5月1日	退職手当等の全部又は一部不支給処分者に対する意見陳述の機会付与に関する代理人資格喪失届出書の提出

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡県公安委員会

- 講習の区分  
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 講習の種別、期日、時間及び場所
  - 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 4 年 5 月 12 日(木)から同 年 5 月 20 日(金)までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分 まで（3 日目から 6 日目までの 講習については、午後 4 時 35 分 まで、最終日の講習については 、午後 0 時 10 分までとし、その 後午後 1 時 10 分から修了考査を 実施する。）	北九州市門司区小森江三丁 目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セン ター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条  
例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）につ  
いては、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 4 年 5 月 17 日(火)から同 年 5 月 20 日(金)までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分 まで（初日の講習は、午前 10 時 25 分から開始し、最終日の講習 については、午後 0 時 10 分まで とし、その後午後 1 時 10 分から 修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁 目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セン ター

## 3 受講定員

### (1) 新規取得講習

30 名

### (2) 追加取得講習

6 名

## 4 受講対象者

### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。  
）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「  
検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係る  
ものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という

。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る  
。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交  
付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して  
いる者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和  
61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に  
規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格  
した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以  
下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後  
、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格  
者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

#### ア 受付日

令和 4 年 4 月 11 日(月)及び同年 4 月 12 日(火)

#### イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

### (3) 必要書類

#### ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す  
ること。

- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者  
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
  - b イに該当する者  
合格証明書（1級）の写し
  - c ウに該当する者  
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
  - d エに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
  - e オに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
  - (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
47,000円
  - イ 追加取得講習  
23,000円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。  
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
  - イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
  - ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
  - エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
  - (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 その他
- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
  - (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
  - (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第64号

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第2項の規定に基づき、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により指定した特例施設占有者について、同規則第28条第2項第1号に掲げる事項に次のとおり変更があったので公示する。

令和4年3月25日

福岡県公安委員会

変更前		変更後	
氏名又は名称	代表者名	氏名又は名称	代表者名
久留米市長 大久保 勉	久留米市長 大久保 勉	久留米市長 原口 新五	久留米市長 原口 新五

#### 福岡県公安委員会告示第67号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年福岡県公安委員会規則第8号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和4年3月25日

福岡県公安委員会

##### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の制定により成年年齢が引き下げられること及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和元年福岡県条例第40号）の制定により、欠格事由における青少年（18歳未満の者をいう。）でない未成年者に係る規定を削ることに伴い、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の

整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

##### 2 規則の施行の日

令和4年4月1日

##### 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

#### 福岡県公安委員会規則第8号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年3月25日

福岡県公安委員会

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中(エ)を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 福岡県警察本部告示第17号

福岡県城南警察署の所在地及び開庁日を次のとおり公示する。

令和4年3月25日

福岡県警察本部長 野村 護

##### 1 所在地

福岡市城南区七隈七丁目41番15号

##### 2 開庁日

令和4年4月1日

雑 報

福岡県環境審議会公告

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和3年11月30日から令和3年12月13日までの間、御意見を募集した結果、提出された御意見はありませんでした。

同要綱第8条第1項のとおり、知事への答申の要旨を次のとおり公表します。

令和4年3月25日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 知事への答申の要旨

令和4年1月31日に答申

なお、知事への答申全文については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を御覧ください。